

信州まつもと空港利用活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信州まつもと空港の利用促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(経費並びに補助率及び限度額)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額は次のとおりとする。

対象経費	補助限度額
(修学旅行等) 長野県内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校が信州まつもと空港の発着便(天候等の影響により、他の空港を発着するものを含む。)を利用した修学旅行、体験学習及びスポーツ交流を行うに際し、その児童生徒が負担する航空運賃	児童・生徒 一人あたり 片道利用は1,500円 往復利用は3,000円

2 前項の規定にかかわらず、児童・生徒が負担する修学旅行等の経費の全部又は一部に他の制度による助成等がある場合には、児童生徒が負担する経費から当該助成等の額を控除した額を限度とする。

(交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助金交付の対象となる旅行を中止し、又は廃止しようとするときは(遂行が困難になったときを含む。以下同じ。)、速やかに会長に申請して、その承認を受けること。
- (2) 補助金交付の対象となる旅行に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(申請書等)

第4 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 信州まつもと空港利用活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 信州まつもと空港利用活性化事業実施計画書(様式第2号)

2 前項の書類の提出期限は、会長が別に定める。

(交付の決定等)

第5 会長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付の申請をした者に文書を交付して通知する。

(中止(廃止)の申請等)

第6 第3の規定による中止(廃止)の承認の申請は、信州まつもと空港利用活性化事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出して行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第7 補助金の交付申請をした事業者は、信州まつもと空港利用活性化事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を、第5条第2項の通知を受領した日から15日以内に会長に提出することをもって申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付

の決定はなかったものとみなす。

(実績報告書等)

第8 補助金の交付決定を受けた事業者が事業を完了したときは、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 信州まつもと空港利用活性化事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 信州まつもと空港利用活性化事業実績書(様式第6号)
- (3) 航空会社が発行する団体搭乗証明書等完了を証する書類

2 前項の書類の提出期限は、当該旅行が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求等)

第9 第8の者が補助金の支払(概算払を含む。)を受けようとするときは、信州まつもと空港利用活性化事業補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)を会長に提出して行うものとする。

(書類の提出部数及び提出先)

第10 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は正本1部とし、会長に提出するものとする。

附則(平成15年3月31日)

この要綱は平成15年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は平成16年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成17年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成19年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成20年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成23年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成24年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により

申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成25年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成27年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成28年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は平成29年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は令和元年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は令和3年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。

附則

- 1 この要綱は令和4年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱施行前に改正前の要綱により提出された申請書は、改正後の要綱により申請されたものと見なす。